

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 月 30 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市営住宅入居者に対し、当該市営住宅の明渡しおよび滞納している住宅使用料等の請求にかかる訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

訴えの提起について

青梅市は、[REDACTED] に対して、下記のとおり明渡しおよび滞納している住宅使用料等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 事件の概要

- (1) 相手方は、平成 29 年 1 月 1 日に青梅市営駒木住宅に入居し、当該市営住宅の駐車場の使用も開始した。
- (2) 相手方は、平成 30 年 1 月から市営住宅使用料等の支払が滞り、青梅市は、再三、督促および催告を行ってきたが、相手方はこれに応じなかつた。
- (3) 調査により、当該市営住宅には居住実態がなく、相手方が令和 2 年

2月20日に転居していることを確認した。

- (4) 青梅市は、令和2年11月5日に青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号）第36条の規定にもとづき、当該市営住宅の明渡し請求を行ったが、明渡しの履行がされなかった。
- (5) 以上のことから、当該市営住宅の明渡しおよび滞納している住宅使用料等の支払を求める訴えを裁判所に提起するものである。

3 請求の趣旨

- (1) 市営住宅の明渡しをすること。
- (2) 次の金額の支払を求める。
 - ア 金2,394,000円（令和2年11月2日時点）
 - イ 明渡しが完了する日までの市営住宅使用料等に相当する損害金
 - ウ 明渡しにかかる原状回復に要する費用
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 本件訴訟において必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。